

広島県告示第百七十四号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）第五条第二項の規定によって、広島県産業科学技術研究所の管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十年二月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1 名称及び代表者の氏名

財団法人ひろしま産業振興機構 理事長 大田 哲哉

2 主たる事務所の所在地

広島市中区千田町三丁目七番四七号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

代表者の変更

2 変更内容

変	更	前	変	更	後
宇田	誠		大田	哲哉	

三 変更年月日

平成二十年一月二十五日